

行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により
甲府市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

甲府市行政不服審査会
令和3年10月29日決定

次に該当する審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により、甲府市行政不服審査会（以下「審査会」という。）への諮問を要しないものとする。

- 1 同一の者からなされた同一趣旨の審査請求であって、審査会において、過去に先例となる答申が存在し、調査審議しても先例の答申と同様の結論となると見込まれるものとして、審査会会長が認めた場合
- 2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当する場合
 - ア 審査請求に係る処分をしようとするときに、甲府市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の議を経て当該処分がなされた場合
 - イ 裁決しようとするときに、甲府市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の議を経て裁決しようとする場合